明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働八五）　一
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同八六）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同八七）　三
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同八八）　二〇七
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同八九）　三三五
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同九〇）　三六一
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同九一）　三六四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（同九二）　三六五